

10月19日～25日は 「行政相談週間」

国や特殊法人などが行う仕事について苦情や意見・要望がある方は、行政相談窓口へ相談してください。

町では、行政相談週間の期間内に「行政相談所」を開設します。年金、保険、税金、登記、環境衛生、消費者保護、交通安全、道路、窓口サービスなどについて苦情や意見・要望がある方は、気軽に相談してください。相談は無料で、秘密は守られます。

■行政相談所

●とき 10月21日(水) 午前10時～正午

●ところ 役場 2階 相談室2

●相談担当者 行政相談委員

こばやし ひさえ
小林 久枝氏(藤江)

なかむらけんしろう
中村建志郎氏(緒川新田)

※行政相談委員とは、総務大臣から委嘱されている民間のボランティアで皆さんの身近な相談相手です。



■一日合同行政相談所

「行政・法律なんでも相談所」

●とき 10月16日(金) 午前10時～午後3時

●ところ

ナディアパーク 3階 デザインホール(名古屋市)

●問い合わせ

総務省 中部管区行政評価局

☎052-972-7415



■その他の相談

○東浦町「心配ごと相談」

●とき 毎月第3火曜日 午前10時～午後3時

※今月は10月20日

○総務省「くらしの行政・法律相談所」

●とき 毎日 午前10時～午後6時

※祝日・年末年始を除く。

●ところ 名古屋総合行政相談所

〒名古屋市中区錦3-23-31 栄町ビル 9階

●問い合わせ

名古屋総合行政相談所 ☎052-961-4522

○「行政苦情110番」 ☎0570-090110



臨時福祉給付金の 申請は お済みですか？

9月1日から臨時福祉給付金の申請を受け付けています。申請期限は12月1日(火)までです。

●対象

平成27年1月1日現在、本町の住民基本台帳に記載された方のうち、平成27年度分の住民税(均等割)非課税者
※生活保護受給者、住民税課税者に扶養されている方などは対象外

●給付額 1人 6,000円

●申請手続き

8月下旬に対象となる可能性がある方へ、税務課から住民税非課税通知と併せて申請書を送付していますので、必要書類を添えて福祉課へ持参または返信用封筒で返送してください。
※住民税未申告者には送付していません。自身が支給対象と思われる方は税務課で申告し、非課税となった場合は福祉課で臨時福祉給付金の手続きをしてください。

※西会議室1での受付は9月30日をもって終了

●必要書類

申請者の本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)、受取口座が分かる通帳やキャッシュカード、印鑑
※世帯で申請する場合は、世帯全員分の本人確認書類が必要

●その他

10月中に全世帯へ「臨時福祉給付金の申請はお済みですか」のチラシを配布します。対象外の方にも配布されますがご理解をお願いします。

●問い合わせ 福祉課 内線126



■問い合わせ 住民課 内線160